

## 青梅市移住・定住促進コンシェルジュ制度実施要綱

### 1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）へ移住を希望する者（以下「移住希望者」という。）の移住に関する相談体制および移住した者の定住に関する支援体制を整備するため、青梅市移住・定住促進コンシェルジュ（以下「コンシェルジュ」という。）制度の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 登録要件

コンシェルジュとして登録できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市に住民登録している18歳以上の者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 次項第1号に規定する申請を行う日（以下「申請日」という。）から過去10年の間に市へ移住してきた者

イ 自らの経験にもとづき、市での具体的な生活や魅力について移住希望者に伝えることができる者

### 3 登録方法

(1) コンシェルジュとして登録を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市移住・定住促進コンシェルジュ登録申請書（様式第1号）を記入の上、本人確認書類の写しを添えて青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する申請書が提出されたときは、遅滞なく内容を審査し、適当と判断される場合には、コンシェルジュとして登録し、当該申請者に登録者証を発行するものとする。

### 4 登録の有効期限

(1) 登録の有効期限は、申請日の属する年度の3月31日までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、コンシェルジュは有効期限の30日前までに、青梅市移住・定住促進コンシェルジュ登録辞退届（様式第2号）を市長に提出しないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### 5 登録の変更

コンシェルジュは、登録内容に変更があった場合は、速やかに、青梅

市移住・定住促進コンシェルジュ登録内容変更届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

## 6 登録の辞退

コンシェルジュは、当該活動が困難となった場合その他登録の辞退が必要と認める場合には、青梅市移住・定住促進コンシェルジュ登録辞退届(様式第2号)を提出するとともに、登録者証を返却するものとする。

## 7 登録の取消し

(1) 市長は、前項の規定によるもののほか、コンシェルジュが次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

ア 第2項各号の要件に該当しなくなったとき。

イ 登録の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。

ウ その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(2) コンシェルジュは、前号の規定により登録を取り消された場合は、登録者証を返却しなければならない。

## 8 活動内容

コンシェルジュは、市からの依頼にもとづき、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 移住希望者の移住に関する相談への対応および相談内容に応じた情報の提供

(2) 移住希望者が移住した後の定住および地域への定着支援

(3) 市が実施する研修等への参加

(4) 市が実施または参加する移住関連イベント等への参加

(5) その他市長が必要と認める活動

## 9 報償金

(1) 市長は、前項に規定する活動内容を行ったコンシェルジュに対し、報償金を予算の範囲内で支払うものとする。

(2) 報償金の額は、1時間当たり3千円とし、1日の上限額は6千円とする。ただし、1時間に満たない時間については、1時間とみなし支払うものとする。

(3) 移住関連イベント等への参加のため、片道30キロメートル以上にある遠隔地へコンシェルジュを派遣する場合は、3千円を加算することができる。

## 10 サービス

- (1) コンシェルジュは、当該活動の際は、登録者証を必ず携行するものとする。
- (2) コンシェルジュは、第8項に規定する活動内容について、その実施状況等を市長に報告するとともに、必要に応じ、活動にかかる指示を受けなければならない。
- (3) コンシェルジュは、活動上知り得た情報を他人に漏らし、または他の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (4) コンシェルジュは、当該活動を通じて、政治、宗教および営利に関する活動を行ってはならない。

## 11 保険の加入

市長は、コンシェルジュの活動中の事故等に備え、コンシェルジュを対象とする保険に加入するものとする。

## 12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

## 13 実施期日

この要綱は令和4年8月23日から実施する。